



2020年3月16日

各 位

会 社 名 澤田ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 上原 悦人
 (コード 8699 JASDAQ)
 問合せ先 執行役員 松村 恭也
 TEL 03-4560-0398 (代表)

**ウプシロン投資事業有限責任組合による当社株券に対する公開買付けに関する
 意見表明（留保）のお知らせ**

当社は、以下のとおり、2020年2月20日に開始されたウプシロン投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2020年2月26日に開示しました「ウプシロン投資事業有限責任組合による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」において留保の意見を公表しておりましたが、2020年3月16日開催の当社取締役会において、引き続き本公開買付けについて検討し、本公開買付けに対する意見の表明を留保することを決議いたしました。

なお、当社は、公開買付者が本公開買付けを通じて当社株式を取得することにつき、公開買付者がモンゴル中央銀行から事前承認を取得した場合、又は公開買付者が本公開買付けを通じて当社株式を取得することにつきモンゴル中央銀行による事前承認が不要であることが確定的になった場合には、改めて本公開買付けに対する意見を表明する予定です。

1. 公開買付者の概要

(2020年2月20日現在)

(1) 名 称	ウプシロン投資事業有限責任組合
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂9丁目7番2号
(3) 設 立 根 拠 等	民法に基づいて設立された組合
(4) 組 成 目 的	株式会社の株式等の取得及び保有、組合契約に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に掲げる一定の事業
(5) 組 成 日	2019年9月20日

(6) 出資の総額	26,000,020,000円	
(7) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	META Capital 株式会社	0.01%
	税所篤	0.01%
	服部純市	99.98%
(8) 無限責任組合員の概要	名 称	META Capital 株式会社
	所 在 地	東京都港区赤坂九丁目7番2号
	代表者の役職・氏名	税所篤
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合等の運営を通じた投資業務
	資 本 金 の 額	60,000,000円
(9) 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンド との間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合 員との間の関係	該当事項はありません。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,050円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本公開買付けについて、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討して参りましたが、2020年3月16日に開催された当社取締役会において、当社の取締役5名（うち社外取締役2名）のうち、澤田秀雄氏（以下「澤田氏」といいます。）、上原悦人氏（以下「上原氏」といいます。）及び三嶋義明氏（以下「三嶋氏」といいます。）を除く2名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見を留保することを決議いたしました。

当社としては、本公開買付け届出書の記載内容のほか、公開買付者によって提出された2020年3月4日付「対質問回答報告書」（以下「対質問回答報告書」といいます。）の内容を踏まえても、以下のとおり、特に、公開買付者が当社株式を取得することに係る最大の懸念点である当社の特定子会社であるハーン銀行の実質的な支配株主が異動する点（以下「ハーン銀行に係る懸念点」といいます。）につき不明確な点が多く、現時点において、本公開買付けが当社

の企業価値向上、株主の皆様の共同の利益の確保に資するものであると判断することはできないと考えております。

ハーン銀行に係る懸念点につき、同年2月21日、ハーン銀行はモンゴル中央銀行総裁からハーン銀行頭取に宛てた同年2月20日付の文書を受領しました。その文書には、モンゴルの銀行法は、銀行の適格株主における主要株主の変更の際には事前承認を求めており、事前承認を取らない場合には銀行の適格株主の議決権が停止されることがあるとの警告が記載されていました。そのため、当社はすぐに公開買付者に対して適切な対応を行うように要請いたしました。

この点、対質問回答書においては、2020年3月4日時点においても、公開買付者は、「現時点ではモンゴル銀行の事前承認の要否について確認できておりません」と回答するものであり、事前承認の要否に係る結論すら確定していない状況であります。そして、同回答書においては、「要否が確定した段階で、当該結論を踏まえ適切に対処する予定です。」と記載されているものの、現時点において、公開買付者からは、事前承認が必要な場合、具体的にどのような過程を経て公開買付期間終了日までに事前承認を得る予定であるかについて述べられているものではなく、依然として、ハーン銀行に係る懸念点は、全く解消されていません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を19,859,758株（所有割合：50.10%）と設定していますので、本公開買付け後の、公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で19,859,758株（所有割合：50.10%）にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場における上場が維持される予定です。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社の総議決権の過半数を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは、現時点で予定していないとのことです。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けは、当社の賛同を得ずに開始されたものであり本公開買付けに関して当社と公開買付者との間には何らの合意も存在しません。公開買付者は、当社の株式を一切保有しておらず、また、公開買付者による当社株式の保有は当社の要請又は同意に基づくものでもありません。公開買付者と当社との間には、何らの人的関係、取引関係も存在せず、また、公開買付者は、当社の関連当事者にも該当しません。

なお、本公開買付けは、公開買付者が当社の代表取締役会長かつ筆頭株主である澤田氏からの当社株式取得を前提として行われるものであることを考慮し、当社は、慎重を期して、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、それぞれ以下のような措置を講じております。

まず、当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング、リーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所をそれぞれ選任し、これらの外部アドバイザー等の助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。なお、株式会社プルータス・コンサルティング及び佐藤総合法律事務所は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

また、本公開買付けに対する意見を検討するための当社取締役会において、澤田氏、上原氏及び三嶋氏は、当社の株式を保有していることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

加えて、当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、澤田氏が保有する当社株式 10,628,000 株（所有割合：26.81%）及び澤田氏の資産管理会社である有限会社秀インター（以下、澤田氏と総称して「本応募株主」といいます。）が保有する当社株式 1,100,000 株（所有割合：2.77%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。

本応募契約において、公開買付者は、本応募契約締結日、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の初日及び決済の開始日における、①公開買付者の設立及び存続、②本応募契約の締結及び履行に必要な能力及び授権、③公開買付者の義務の強制履行可能性、④本応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥反社会的勢力等への非該当並びに⑦法的倒産手続の不存在に関して、本応募株主に対して表明し、保証しているとのことです。また、本応募株主は、公開買付者の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、及び、本公開買付けへの本応募株主による応募以前において公開買付者が履行すべき本応募契約上の全ての義務が重要な点において履行されていることを、本応募株主が本公開買付けに応募することの前提条件としているとのことです。ただし、上記前提条件が充足されない場合においても、本応募株主が自らその全部又は一部を放棄し、その判断にて応募することを妨げるものではないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

当社は、公開買付者が本公開買付けを通じて当社株式を取得することにつき、公開買付者がモンゴル中央銀行から事前承認を取得した場合、又は公開買付者が本公開買付けを通じて当社株式を取得することにつきモンゴル中央銀行による事前承認が不要であることが確定的になった場合には、改めて本公開買付けに対する意見を表明する予定です。

なお、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書提出日である2020年3月9日（月曜日）から起算して10営業日を経過した日である2020年3月24日（火曜日）まで延長し、公開買付期間を合計22営業日とすることとしたとのことです。

以 上